

第7回半田市議会臨時会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、本日、午前10時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第59号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新型コロナウイルス感染症対策で、雇止め等により職を失った方を対象とし、会計年度任用職員を年度末まで2名、業務量増による短期間雇用4名とのことだが、短期間雇用の期間や従事する業務内容等、詳細はどのようか。とに対し、

図書館、博物館での来客者の受付や消毒業務で、令和2年9月の1か月間で2名の雇用、税務課での固定資産税の減免にかかる入力事務で令和2年12月から令和3年2月までの3か月間で2名の雇用を予定しています。とのこと。

結婚応援給付金事業について、給付の対象期間が令和2年2月1日から12月31日までとのことだが、その期間と定めた根拠はどのようか。とに対し、

給付事業として、一定の期間を定める必要があり、居住の基準日を令和3年1月1日と定めたことから、12月31日までとしています。また、2月1日からとしたのは国民生活相談センターへの相談において、令和2年1月は総件数155件に対し、結婚式のキャンセル料等についての相談は僅かでありましたが、2月は総件数2千369件中92件で7位、4月は1万4千972件中、1千72件で2位となり、2月以降の急激なニーズが認められたためです。とのこと。

新型コロナウイルス感染症により中止や延期を余儀なくされ、キャンセル料等を負担したイベントは結婚式以外にも多くあると思うが、今回、結婚式を給付の対象としたのは何故か。とに対し、

この事業はシティプロモーションの観点でどのような支援ができるかを考えており、定住者の増につなげていくことを目的としています。結婚は人生における大きなライフイベントであり、居住に結び付ける点で大きな影響

があると捉えたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。